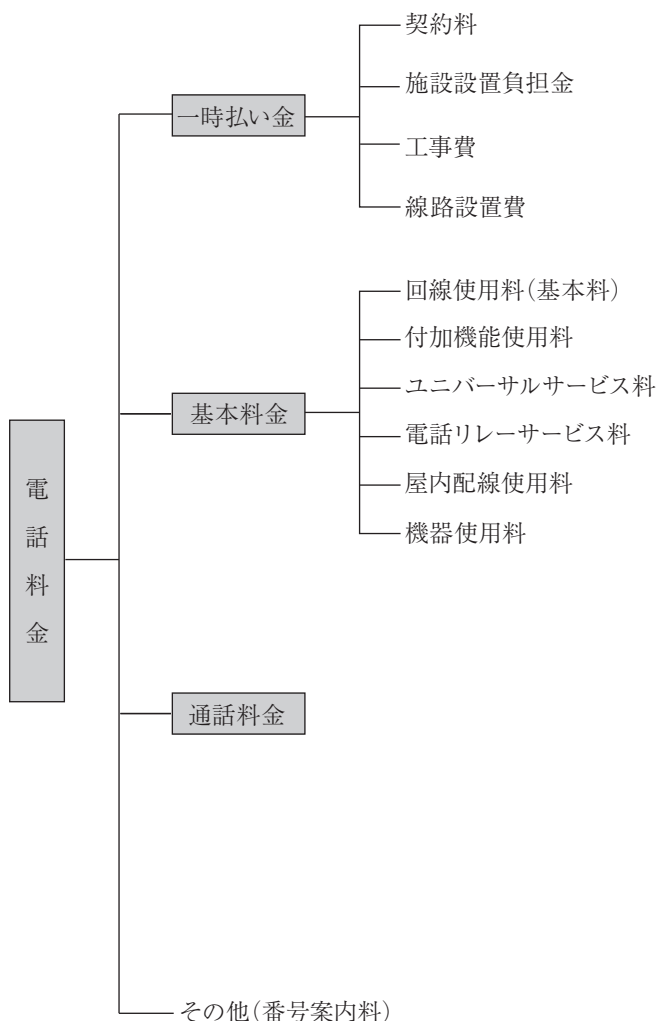


電話料金

加入電話料金体系



(1) 電話料金(加入電話)は、

- ① 新規契約時等に支払う「一時払い金」
- ② 通話量にかかわらず毎月一定額を支払う「基本料金」
- ③ 通話量に応じて支払う「通話料金」

の3本立ての料金体系となっています。

①の一時払い金には、

- 電話の新規取り付けに要する事務的な手続きの費用にあてる「契約料」
- 電話の新規架設工事の費用(電話局からお客様宅までの設備の建設費用の一部に充当される「施設設置負担金」
- 屋内配線等の工事に必要な「工事費」

等があります。

②の基本料金には、

- 次の3種類の費用に対応して必要な「回線使用料」(基本料)
 - ・各お客様が専用的に利用する設備(電話局からお客様宅までの加入者回線設備)の減価償却費、保守費等の費用(施設設置負担金により充当した費用を除く)
 - ・加入者交換機等の加入者対応設備に係る減価償却費、保守費等の費用(NTSコスト*といいます)
 - ・通話回数にかかわらず、お客様毎に個別に発生する費用(窓口・116の受付、料金の請求・収納等に関する費用)
- ナンバー・ディスプレイやキャッチホン等の付加機能を利用する場合に必要な「付加機能使用料」
- ユニバーサルサービス基金制度による支援に必要な費用を賄うために、お客様にご利用の電話番号数に応じてご負担いただいている「ユニバーサルサービス料」
- 電話リレーサービスの提供を確保するために、お客様にご利用の電話番号数に応じてご負担いただいている「電話リレーサービス料」
- 屋内配線(お客様宅の保安器から、ジャックまたはローゼットまでの配線)をレンタルで利用する場合に必要な「屋内配線使用料」
- 端末機器(電話機、PBX等)をレンタルで利用する場合に必要な「機器使用料」

等があります。

③の通話料金は、基本料金、施設設置負担金の対象費用以外の費用に対応しています。

※P38「加入電話の設備構成と料金の範囲」参照。

(2) 新規契約時の施設設置負担金の支払いを要せず、月々の回線使用料に一定額を加算した「加入電話・ライトプラン」も提供しています。

(3) 公衆電話の料金は、性格上、基本料金や施設設置負担金はなく、通話料だけとなっているため、加入電話の通話料より高い水準に設定しています。

*NTSコスト: Non-Traffic Sensitive Costの略。交換機等の費用のうち、通信量に依存しない費用(回線数の増減に依存する費用)です。従来は接続料金(通話料金)で回収していましたが、2005年度以降、段階的に接続料費用から基本料費用に付け替えています。なお、このコストの内、き線点RT(メタルケーブルに収容する電話等の通信を加入者交換機まで光ファイバーで伝送するための多重化装置)から加入者交換機間の伝送路の一部費用については、2008年度より基本料費用から段階的に接続料費用に付け替えています。(2011年度以降は全額付け替え)